

令和 5 年 度

港湾局関係予算決定概要

令和 4 年 12 月 23 日

国土交通省港湾局



## 【令和5年度港湾局関係予算の基本方針】

令和5年度予算においては、「経済社会活動の確実な回復と経済好循環の加速・拡大」、「国民の安全・安心の確保」、「豊かで活力ある地方創りと分散型国づくり」を3本柱とする。

我が国の経済成長を通じた「成長と分配の好循環」の実現に向け、強靱なサプライチェーンの構築やDX・GXの取組を強力に推進するとともに、国民の安全・安心の確保のため、ハード・ソフト一体となった総合的な防災・減災対策に重点的に取り組む。また、地域の活力を創造するため、地域の基幹産業の競争力強化のための港湾整備を強力に推進する。

## 【港湾局関係予算総括表】

(単位：百万円)

事業区分		令和4年度第2次補正・令和5年度					前年度 (D)
		合計 (A=B+C)	対前年度 倍率 (A/D)	令和4年度 第2次補正 (B)	令和5年度 (C)	対前年度 倍率 (C/D)	
公 共	港湾整備事業	324,680	1.33	80,277	244,403	1.00	243,903
	港湾海岸事業	24,785	1.63	9,576	15,209	1.00	15,209
	災害復旧事業等	10,441	7.65	9,061	1,380	1.01	1,365
	合計	359,906	1.38	98,914	260,992	1.00	260,477
非 公 共	国際戦略港湾競争力強化実証事業等	1,125	1.19	0	1,125	1.19	943
	港湾におけるカーボンニュートラル実現に必要な経費	614	1.02	67	547	0.91	601
	国際クルーズ旅客受入機能高度化事業	223	0.66	23	200	0.59	338
	サイバーポートの保守・運用、機能改善、利用促進及び運営方針の検討等に必要経費	7	0.78	0	7	0.78	9
	行政経費	924	0.92	0	924	0.92	1,000
	合計	2,894	1.00	90	2,804	0.97	2,892
総合計		362,800	1.38	99,004	263,796	1.00	263,369

注1) 上記は、歳出国費である。

2) 上記には内閣府分(沖縄関連)を含む。

3) 本表のほか、令和5年度予算案には以下がある。

① 東日本大震災復興特別会計に計上する復旧・復興事業(港湾：277百万円)(国費)

② 受託工事費(港湾：2,749百万円)(国費)

③ 社会資本整備総合交付金(549,190百万円)の内数及び防災・安全交付金(831,299百万円)の内数(いずれも国費)

④ デジタル田園都市国家構想交付金のうち地方創生整備推進交付金(39,777百万円)の内数(国費)

⑤ 国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所における運営費交付金(5,083百万円)の内数及び施設整備費補助金(200百万円)の内数(いずれも国費)

⑥ 港湾関係起債事業の起債見込み額(75,825百万円)

⑦ デジタル庁一括計上システムにかかる経費(非公共：1,034百万円)(国費)

4) 合計は四捨五入の関係で一致しない場合がある。

## 【所管別内訳】

### (1) 港湾整備事業

(単位：百万円)

所 管	令和4年度第2次補正・令和5年度					前年度 (D)
	合 計 (A=B+C)	対前年度 倍 率 (A/D)	令和4年度 第2次補正	令和5年度	対前年度 倍 率 (C/D)	
			(B)	(C)		
国 土 交 通 省	309,175	1.35	79,677	229,498	1.00	228,998
港 湾 局	281,739	1.37	74,885	206,854	1.00	206,390
北 海 道 局	21,131	1.21	3,686	17,445	1.00	17,409
国 土 政 策 局	6,305	1.21	1,106	5,199	1.00	5,199
離 島	4,717	1.31	1,106	3,611	1.00	3,611
奄 美	1,588	1.00	0	1,588	1.00	1,588
内 閣 府	15,505	1.04	600	14,905	1.00	14,905
沖 縄 振 興 局	15,505	1.04	600	14,905	1.00	14,905
合 計	324,680	1.33	80,277	244,403	1.00	243,903

注1) 上記は、歳出国費である。

2) 特定離島港湾施設整備等に係る予算は港湾局所管に計上している。

3) 合計は四捨五入の関係で一致しない場合がある。

### (2) 港湾海岸事業

(単位：百万円)

所 管	令和4年度第2次補正・令和5年度					前年度 (D)
	合 計 (A=B+C)	対前年度 倍 率 (A/D)	令和4年度 第2次補正	令和5年度	対前年度 倍 率 (C/D)	
			(B)	(C)		
国 土 交 通 省	24,644	1.62	9,477	15,167	1.00	15,167
港 湾 局	24,061	1.63	9,356	14,705	1.00	14,752
北 海 道 局	132	1.33	33	99	1.00	99
国 土 政 策 局	451	1.43	88	363	1.15	316
離 島	341	1.63	88	253	1.21	209
奄 美	110	1.03	0	110	1.03	107
内 閣 府	141	3.36	99	42	1.00	42
沖 縄 振 興 局	141	3.36	99	42	1.00	42
合 計	24,785	1.63	9,576	15,209	1.00	15,209

注1) 上記は、歳出国費である。

2) 合計は四捨五入の関係で一致しない場合がある。

## 【主要項目】

### (1) 国際コンテナ戦略港湾の機能強化 [国費 488 億円]

「集貨」「創貨」「競争力強化」を柱とする国際コンテナ戦略港湾政策を推進する。令和5年度は、国際戦略港湾競争力強化実証事業及び次世代コンテナターミナルの構築に向けた港湾技術開発を新たに実施し、国際コンテナ戦略港湾の機能強化の取組を加速する。

### (2) 港湾における DX の推進 [国費 16 億円]

サイバーポートの構築や利用促進に取り組むほか、港湾整備における ICT 施工や3次元データ活用の推進など、抜本的な生産性の向上に資する DX の取組を推進する。

### (3) 港湾における GX の推進 [国費 426 億円]

洋上風力発電の基地港湾の整備等の推進、カーボンニュートラルポート（CNP）形成計画の策定に対する支援、新技術を活用した CNP 形成に関する高度化実証など、港湾におけるカーボンニュートラル実現に向けた取組を推進する。

### (4) 国民の安全・安心の確保 [国費 1,157 億円]

大規模災害に対する港湾の防災・減災、国土強靱化、地震・津波・高潮・侵食災害に備えた港湾海岸の整備、将来を見据えた港湾施設・海岸保全施設の老朽化対策など、防災・減災、国土強靱化施策を推進する。

### (5) 地域の基幹産業の競争力強化のための港湾整備 [国費 169 億円]

地域の基幹産業の競争力強化や民間投資の誘発等に資する港湾機能の強化に取り組むとともに、内航フェリー・RORO 輸送網の構築、産地と港湾が連携した農林水産物・食品の輸出促進のための港湾整備を推進する。

注) 上記のうち一部は国費を重複計上している。

## 【新規制度】

事 項	新規制度内容
1. 国際戦略港湾競争力強化実証事業	○国際基幹航路の維持・拡大を図り、国際コンテナ戦略港湾における集貨を促進するため、複数のターミナル間における国際基幹航路と国内外のフィーダー輸送網等との円滑な接続・積み替え等に関する課題を検証し、ターミナルの一体利用に向けた機能強化を推進する。
2. 次世代コンテナターミナルの構築に向けた港湾技術開発に必要な経費	○我が国のコンテナターミナルの国際競争力強化や港湾労働者確保といった課題に対応するため、国が主導し、「ヒトを支援する AI ターミナル」に関する取組を深化させて、更なる生産性向上と労働環境改善に資する技術開発を推進する。

## 【港湾関係税制】

事 項	税制改正内容
1. 国際コンテナ戦略港湾等及び国際バルク戦略港湾の荷さばき施設等に係る特例措置	
国際戦略港湾及び国際拠点港湾の港湾運営会社が取得した荷さばき施設等に係る課税標準の特例措置 <u>&lt; 2年間延長 &gt;</u>	<b>【対象】</b> ①国際戦略港湾等における一定の要件を満たすコンテナ埠頭において、国の無利子貸付又は補助を受けて取得した荷さばき施設等 ②国際戦略港湾等において、国の補助を受けて取得した陸上電力供給設備 <b>【固定資産税・都市計画税の特例】</b> ①国際戦略港湾 課税標準 1/2（取得後 10 年間） 一定の要件を満たす国際拠点港湾 課税標準 2/3（取得後 10 年間） <b>【固定資産税の特例】</b> ②課税標準 2/3（取得後 3 年間）
資源・エネルギー等の海上輸送ネットワークの拠点となる埠頭において整備される荷さばき施設等に係る課税標準の特例措置 <u>&lt; 2年間延長 &gt;</u>	<b>【対象】</b> 特定貨物輸入拠点港湾における一定の要件を満たす埠頭において、特定利用推進計画に定められた事業を実施する者が、国の補助を受けて取得した荷さばき施設等 <b>【固定資産税・都市計画税の特例】</b> 課税標準 2/3（取得後 10 年間）

事 項	税制改正内容
<p>2. 港湾の整備、維持管理及び防災対策等に係る作業船の買換等の場合の課税の特例措置  <u>&lt; 3年間延長 &gt;</u></p>	<p><b>【対象】</b>  船齢 30 年未満の作業船（建設業又はひき船業に供する船舶）を譲渡し、新たに作業船（船齢が耐用年数以内であって、海防法の規定による窒素酸化物の放出基準の 78/80 を満たしている原動機を有するものに限る）を取得した場合</p> <p><b>【所得税・法人税の特例】</b>  比率 80/100 の圧縮記帳</p>
<p>3. 港湾の耐震対策に係る特例措置  <u>&lt; 3年間延長※ &gt;</u></p>	<p><b>【対象】</b>  耐震改修工事を完了した民有護岸等</p> <p><b>【法人税の特例】 ※経過措置</b></p> <p>(イ) 港湾区域が緊急確保航路の区域に隣接する港湾に存する施設  取得価額の 22% の特別償却</p> <p>(ロ) (イ) 以外の施設  取得価額の 18% の特別償却</p> <p><b>【固定資産税の特例】</b></p> <p>南海トラフ地震防災対策推進地域、首都直下地震緊急対策区域、又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域において、国の無利子貸付を受けて耐震改修工事を完了した施設</p> <p>(イ) 港湾区域が緊急確保航路又は開発保全航路の区域に隣接する港湾に存する施設  課税標準 1/2（取得後 5 年間）</p> <p>(ロ) (イ) 以外の施設  課税標準 5/6（取得後 5 年間）</p>

# 国際戦略港湾競争力強化実証事業～コンテナターミナルの一体利用に向けた実証～

- 国際基幹航路の維持・拡大を図り、我が国のサプライチェーンを強靱化するため、コンテナターミナルの更なる機能強化等により、国内外から国際コンテナ戦略港湾への集貨を強力に進める必要がある。
- 既存ストックを最大限に活用しつつ、集貨を促進するため、国際コンテナ戦略港湾における実証事業を通じて、複数のターミナル間における国際基幹航路と国内外のフィーダー輸送網等との円滑な接続・積み替え等に関する課題を検証し、ターミナルの一体利用に向けた機能強化を推進する。

## 国際戦略港湾競争力強化実証事業の内容

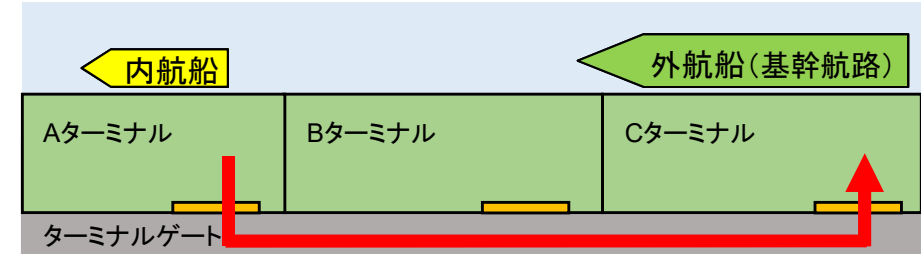
既存ストックを最大限に活用しつつ、国際コンテナ戦略港湾への集貨を促進するため、複数のターミナルの一体利用に向けた下記の実証事業を実施

- ① 国際基幹航路と内航フィーダー航路との接続
- ② 国際基幹航路と外航フィーダー航路との接続
- ③ モーダルシフト需要を見据えたRORO航路等国内輸送網とコンテナターミナルとの接続

## 実証事業の実施個所(例)

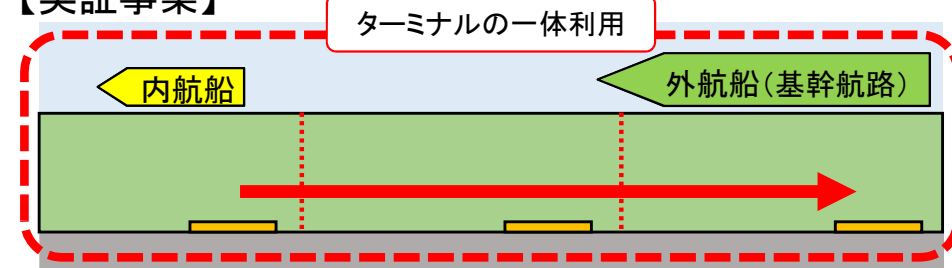


## 実証事業のイメージ【現状】



・コンテナ貨物の荷役・蔵置作業等がターミナルごとに運用されている場合、ターミナル間で貨物の移動(積み替え)を行う際は、ターミナルゲートでの貨物の搬出入及びターミナル外の通行が必要。  
(コンテナ貨物の効率的な取り扱いが課題)

## 【実証事業】



・複数のターミナルの一体利用を見据え、外航・内航の円滑な接続・積み替えに必要な動線確保、荷役作業、ターミナルオペレーションシステム等に関する課題を検証し、ターミナルの一体利用に向けた機能強化を推進。



